

男女共同参画プランの進捗管理について

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

■下野市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及び市民団体等は、次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画を推進しなければならない。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会における制度又は慣行にとらわれることなく、自らの意思において多様な生き方を選択できること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されていること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動及び地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野における活動を両立でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるようにすること。

(6) 国際的協調

男女共同参画の推進のための取組が、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(7) 性同一性障がい者等に対する配慮

性同一性障がい又は先天的に身体上の性別が不明瞭である人等に配慮すること。

2. プランの概要

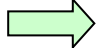
(1) 趣旨等

① 趣旨

人権尊重と男女平等の視点に立った取組方向
男女の自立と男女共同参画社会の実現に向けた施策の指針

② 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度まで（5 年間）

今年度は、プラン実施年度から 2 年目  プランが実効性のあるものになるよう、今後とも着実な取り組みが必要。

(2) プランの体系

① 将来像 お互いを理解し尊重する心豊かな社会の実現をめざす下野市

② 基本目標

<3つの基本目標>

I あらゆる分野において女性が活躍できる環境づくり

家庭、職場、意思決定の場、地域など、あらゆる場で男女がともに発言し活動できる環境づくりを推進します。

II 女性の活躍を支える基盤づくり

男女が心身の健康を保持し心豊かな生活を送るための健康支援や、家庭生活と仕事などの両立に向けた子育て・介護にかかる支援に取り組みます。

III 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

家庭や地域などあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分らしく生きることができるよう、啓発活動や教育・学習機会を通じて男女共同参画の意識を育みます。

(4) 進行管理（進捗状況の把握）

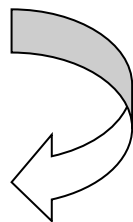
①目的

市民と行政との対話を通じて、意識啓発を促します

②把握方法

・ 施策の実施状況の把握・評価
毎年度実施

・ 市民意識調査
平成 31 年度実施予定（過去：平成 26 年度実施）



市民の意識がどのように変化したかを意識調査で把握する。

(5) 推進体制

① 男女共同参画推進委員会

- ② 庁内組織
- 男女共同参画推進本部
 - 男女共同参画推進本部幹事会
 - 男女共同参画推進本部推進委員会

<男女共同参画推進委員会の所掌事務>

- 男女共同参画推進プランの策定に係る調査及び検討に関すること。
- 男女共同参画に関する施策の推進及び啓発に関すること。
- その他男女共同参画社会の実現のために必要な事項

(6) 全体のイメージ

